



令和6年12月18日
海上保安庁

一般社団法人日本DMORTと連携協定を締結します

海上保安庁では、12月23日（月）、当庁として初めてとなる被害者等支援にかかる体制の強化を目的とし、（一社）日本DMORTとの連携協定を締結します。

1. 概要

海上保安庁では、海上における事件や事故による被害を受けた方々への支援体制の強化及び警察などの関係機関との連携強化を進めているところ、この度、医療従事者等からなる（一社）日本DMORTとの間で連携協定を提携します。

被害者等支援に係る協定は当庁として初めての取組であり、今後は、被害者の心情などに一層配慮し、よりきめ細やかな支援を実施してまいります。

2. 日時

令和6年12月23日（月） 14：00～

3. 場所

中央合同庁舎 3号館 11階 海上保安庁会議室

4. 締結者

海上保安庁総務部長

服部 真樹

（一社）日本DMORT理事長

吉永 和正

5. 協定の内容

- ・ 海上保安庁は大規模海難等が発生し、多数の被害者家族等に対し精神的支援の必要があると認める場合、（一社）日本DMORT会員の支援を要請する。
- ・ （一社）日本DMORTは会員を派遣し、必要な期間、被害者家族等に対し精神的支援を行う。
- ・ 合同訓練の実施及び研修実施のため相互に連携し協力する。

（参考）

（一社）日本DMORTとは、災害時などに会員である医師や看護師等を災害現場に派遣し、被害者等の心のケアなどにあたる一般社団法人。